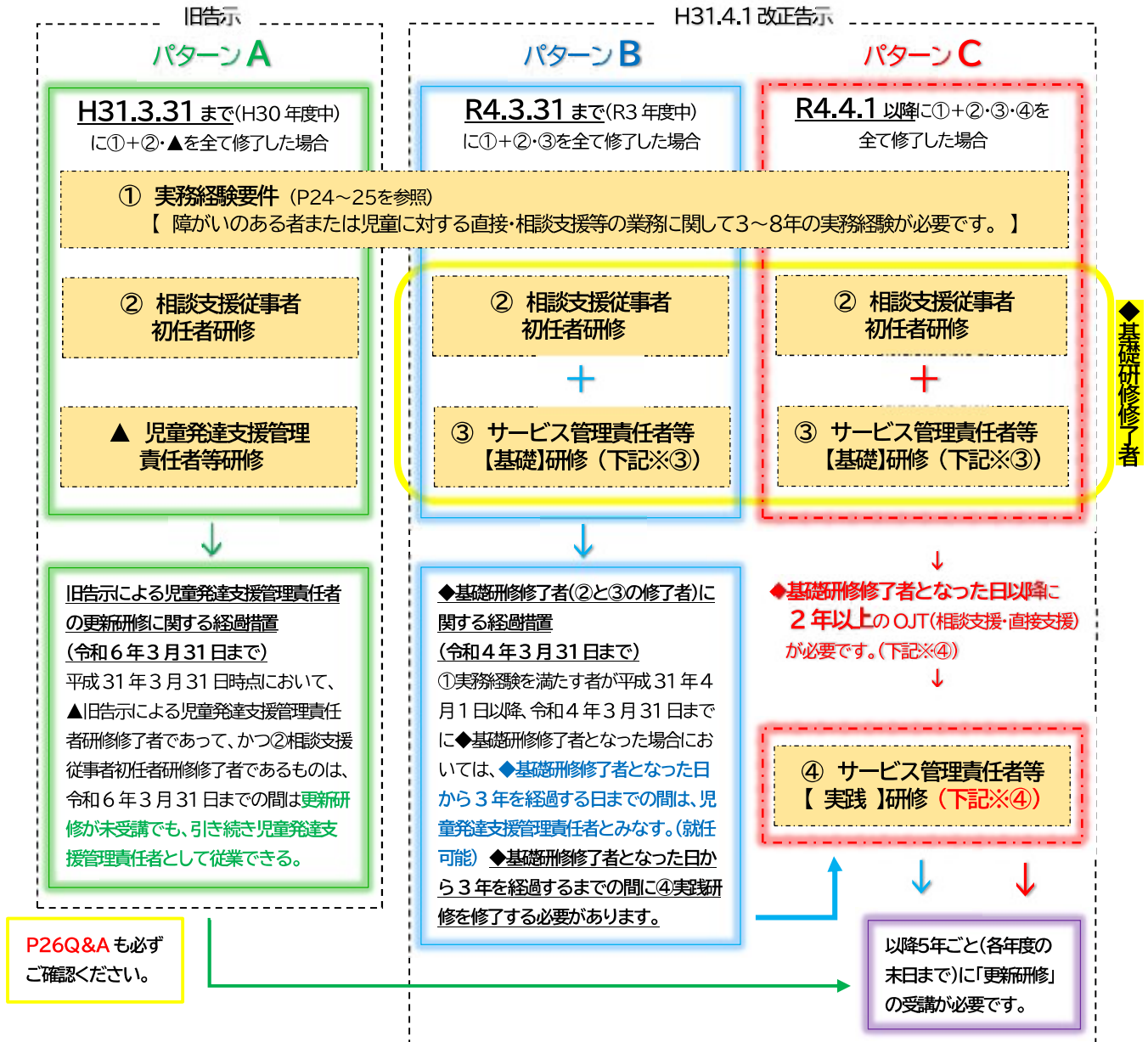


V 児童発達支援管理責任者の要件について

研修制度についての詳細は[大阪府地域生活支援課HP](#)へ

児童発達支援管理責任者の要件は、下記(A～C)のいずれかの要件を全て満たした場合、就任が可能です。



◆◆基礎研修修了者とは？◆◆

「③サービス管理責任者等【基礎】研修」の修了者ではなく、「②相談支援従事者初任者研修」及び「▲児童発達支援管理責任者等研修」又は「③サービス管理責任者等【基礎】研修」の両方の研修修了者です。「基礎研修修了者となった日」とは、後から受講した研修の修了日を指します。人員基準において1人以上常勤の児童発達支援管理責任者の配置が必要な事業所で、1人以上常勤の児童発達支援管理責任者を配置している場合は、◆基礎研修修了者を2人目の児童発達支援管理責任者として配置し、通所支援計画の原案作成の業務をさせることができます。

※ 注意 ※ パターンA、パターンB、パターンCの各期間にまたがって研修を受講する場合

「基礎研修修了者となった日」がいつかを基準に、パターンA・B・Cのいずれになるかを判断してください。

(例1) 「▲児童発達支援管理責任者等研修」修了者が、H31.4.1～R4.3.31の間に「②相談支援従事者初任者研修」を修了 → パターンB

(例2) R4.3.31までに「③サービス管理責任者等【基礎】研修」を修了し、R4.4.1以降に「②相談支援従事者初任者研修」を修了 → パターンC
(※③) ③サービス管理責任者等【基礎】研修は、「①実務経験要件」を満たす2年前から受講が可能です。◆基礎研修修了者となった後、2年以上のOJTに従事することで、「①実務経験要件」を満たすことになります。(大阪府地域生活支援課HP)

(※④) 【実践】研修を受講するには、◆基礎研修修了者となった日以降、実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上の相談支援又は直接支援の業務に従事している必要があります。(大阪府地域生活支援課HP)

＜特例＞6月以上の個別支援計画(原案)作成業務への従事で、実践研修までのOJT期間を「2年以上」から「6か月以上」へ短縮できる場合があります。(詳しい要件等は[こちら](#) (※指定権者への届出が必要です。)) 【令和5年6月告示改正】

▲ 平成18年～平成31年3月までにサービス管理責任者研修の各分野(いずれの分野でも可)を修了、もしくは、平成24年～平成31年3月までに児童発達支援管理責任者研修を修了していること。

児童発達支援管理責任者の要件に係る実務経験内容及び必要年数について

要件(以下の A～C のいずれかを満たしていること。)

- A. **イ**及び**ロ**の期間が通算して5年以上、かつ、**ハ**の期間を除外した期間が3年以上であること
 B. **ニ**の期間が通算して8年以上、かつ、**ホ**の期間を除外した期間が3年以上であること
 C. **イ**、**ロ**、**ニ**を通算した期間から、**ハ**、**ホ**を除外した期間が3年以上かつ、**ヘ**の期間が通算して5年以上であること

イ：相談支援の業務

下記の「1から6」に掲げる者が、**相談支援の業務**(下記の対象者及び業務)に従事した期間

対象者: 身体上もしくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者、又は児童(P25【★】)

相談支援の業務とは? ⇒ 上記の対象者に対して、日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

要件 A : **イ**及び**ロ**の期間が通算して5年以上、かつ、**ハ**の期間を除外した期間が3年以上であること

1	地域生活支援事業、障がい児相談支援事業、身体障がい者相談支援事業、知的障がい者相談支援事業の従事者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者
2	児童相談所、児童家庭支援センター、身体障がい者更生相談所、精神障がい者社会復帰施設、知的障がい者更生相談所、福祉事務所、発達障がい者支援センターの従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者
3	障がい児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターの従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者
4	障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センターの従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者
5	学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)【P25※】の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者
6	病院、診療所の従業者(社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、 ロ の有資格者、 イ の「1から5」までの従事期間が1年以上に限る。)、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者(P25【◆】)

ロ：直接支援の業務

- ① 社会福祉主事任用資格者(要件は厚生労働省HPを参照)・ ② 訪問介護員2級以上に相当する研修修了者 ・
 ③ 保育士 ・ ④ 児童指導員任用資格者(要件は P14 参照) ・ ⑤ 精神障がい者社会復帰指導員

下記の「7から 11」に掲げる者であって、上記の①から⑤に該当する者が、**直接支援の業務**(下記の対象者及び業務)に従事した期間

支援の対象者: 身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者、又は児童(P25【★】)

直接支援の業務とは? ⇒ 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して、介護に関する指導を行う業務、又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練やその他の支援並びにその訓練等を行う者に対して、訓練等に関する指導を行う業務その他の職業訓練や職業教育等の業務

要件 A : **イ**及び**ロ**の期間が通算して5年以上、かつ、**ハ**の期間を除外した期間が3年以上であること

7	障がい児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床に係るもの(以下「療養病床関係病室」という。))の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者
8	障がい児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障がい福祉サービス事業、老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業(以下「老人居宅介護等事業」という。))の従事者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者
9	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者(P25【◆】)
10	特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者
11	学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)【P25※】の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者

ハ：「□の7から11」である者の【老人福祉・介護老人保健施設等】での相談・直接支援の業務

※ハの期間の経験のみで、児童発達支援管理責任者の実務経験要件は満たしませんので、ご注意ください。(P24 要件 A・C 参照)

以下①、②の期間を合算した期間

- ① 老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター(その他これらに準ずる施設)の従業者(これらに準ずる者)が、**相談支援の業務**(その他これらに準ずる業務)に従事した期間
- ② 老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室(その他これらに準ずる施設)の従業者、老人居宅介護等事業(その他これらに準ずる事業)の従業者、特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所(その他これらに準ずる施設)の従業者であって、「□の7から11」である者が**直接支援の業務**に従事した期間

二：「□の7から11」でない者の直接支援の業務

要件 B：二の期間が通算して8年以上、かつ、ホの期間を除外した期間が3年以上であること

□の「7から11」に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者・訪問介護員2級以上に相当する研修修了者・保育士・児童指導員任用資格者・精神障がい者社会復帰指導員(「□の7から11」)のいずれでもない者が、**直接支援の業務**に従事した期間

ホ：「□の7から11」でない者の【老人福祉・介護老人保健施設等】での直接支援の業務

老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室(その他これらに準ずる施設)の従業者、老人居宅介護等事業(その他これらに準ずる事業)の従業者、特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所(その他これらに準ずる施設)の従業者であって、「□の7から11」でない者が**直接支援の業務**に従事した期間

ハ：国家資格に係る業務

要件 C：イ、□、二を通算した期間から、ハ、ホを除外した期間が3年以上かつ、ハの期間が通算して5年以上であること

※「下記の当該資格に係る業務」に従事した期間と、「イ・ロ・ニ」に従事した期間が重複している場合にも、どちらも通算することが可能です。

(例:「下記の資格に基づく当該資格に係る業務」の経験が5年以上あり、そのうち3年以上がハを除外した「□の直接支援業務」であれば、8年以上の実務経験ではなく、当該5年以上の実務経験のみで要件を満たします。(資格取得前の相談・直接支援業務の従事期間を含む。))

下記の資格に基づき「当該資格に係る業務」に従事した期間

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士

【★】対象者のうち【児童】とは？

児童福祉法第4条第1項に規定する児童(18歳未満)のことです。(障がいの有無は問いません。)

【※】学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)とは？

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校を対象とします。

【◆】医師・看護職員については、病院や訪問看護ステーション等において障害児者及び児童を直接支援した場合に、その経験年数が実務経験に算入できます。

【□の①】社会福祉主事任用資格者とは？ ⇒ [厚生労働省HP](#)(外部サイト)

【□の④】児童指導員任用資格とは？ ⇒ P14の①から⑩のいずれかに該当する者

※ 実務経験を証明する際の従事期間と日数について、ご注意ください。

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることを言うものとする。例えば5年以上の実務経験であれば、実際に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものを言う。なお、産休・育休期間については、従事期間には算定できるが、勤務日数としてはカウントできません。

(例)実務経験証明書のうち ⇒ 「業務に従事した期間」⇒ H25.4.1～R2.6.30(7年3ヶ月)・「従事日数」⇒ 800日

上記の場合、従事期間は要件を満たしていても、従事日数が足りないため、5年以上の実務経験要件を満たしたことにはなりません。

児童発達支援管理責任者に就任する際は、P24・25の要件をみたしていることを「実務経験証明書」の提出をもって確認します。

【実務経験証明書】は右記のリンクを **Ctrl キー** 押しながらクリック⇒ [様式ダウンロード\(指定関係書類\)](#)(大阪府HP)

VI 障がい児通所支援事業 Q&A

◎ 人員基準関係

【児童発達支援管理責任者の要件について】

Q1 やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、配置について1年間の猶予期間があるが、やむを得ない事由とは具体的にどのようなものか。

A やむを得ない事由は、下記のとおりです。

- ① 児童発達支援管理責任者が急死、事故、急病等により勤務不可となった場合。
- ② 児童発達支援管理責任者が自己都合等で急に退職した場合(予見できなかった場合のみ)
- ③ 災害等(新型コロナも含む)により研修が中止(延期は対象外)になり、期間内に受講できなかった場合

事業所に配置している児童発達支援管理責任者(以下「児発管」という。)が、やむを得ない事由により、配置することが困難となった場合に限り、【配置に関する誓約書】を提出いただいた上で、「事由が発生した日から1年間は「実務経験要件」を満たしている者を、「研修受講要件」も満たしている者とみなして配置することが可能です。(みなし配置の児発管(※))

(※) 誓約する期間内に、実務経験・研修受講の両方の要件を満たす児発管を配置できなかった場合は、人員基準違反(児童発達支援管理責任者欠如減算の対象)となります。

====【注意】=====

やむを得ない理由により「児発管の変更届」を提出した事業者に対し、後日、実地指導・監査等により、変更に関する詳細を確認すると、実際には「やむを得ない理由」に該当しない変更理由であったことが発覚する事案が発生しています。変更届の提出時には必ず、「変更に関する詳細な経緯・理由・事業所の運営状況等」を確認できる「理由書又は申立書」を提出していただき、内部審査後、判断します。(郵送による提出前に、担当者へ電話又はメールにて事前に相談してください。)

=====

- × 法人内での人事異動や、定年退職等、予見できるものは、該当しませんのでご注意ください。
- × 自己都合による退職でも、交代までに要する相当と認める期間(概ね30日以上)があった場合は該当しません。

Q2 児童発達支援管理責任者として勤務してきた年数も実務経験に含まれるか。

A 平成29年4月1日の改正で、実務経験として算入できるようになりました。

Q3 相談支援従事者初任者研修の修了者とは、どのような研修が対象となるか。

A 下記①～③いずれかの研修を修了した者が対象となります。(詳しくは[大阪府地域生活支援課HP](#)へ)

- ① 大阪府相談支援従事者初任者研修(2日課程・7日課程・5日課程(H31(R1)年度まで)のいずれかの修了者
- ② (他府県で実施する)相談支援従事者初任者研修のうち、講義部分の修了者
- ③ 「障がい者ケアマネジメント研修」(H18.9.30まで)の修了者については、平成18年10月から平成24年3月までに実施した相談支援従事者初任者研修のうち、「障がい者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義(6.5時間)」を併せて修了している必要があります。(大阪府では1日課程で実施)

Q4 社会福祉主事任用資格者等は、直接支援業務の実務経験が5年以上となっているが、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前の期間も含めて5年以上の実務経験があればよいのか。

A そのとおり。社会福祉主事任用資格等を取得してから、改めて5年間の実務経験が必要ではありません。

Q5 指定申請時に提出する実務経験の証明は誰がどのように行うのか。

A 証明期間に従事していた法人の現代表者が業務内容や勤務日数を証明します。(証明印必須。(コピー提出可))

【児童指導員について】

Q6 「P14 ④」に記載のある学部や学科以外を卒業した者でも、児童指導員として認められるか。

A 上記に記載されている学部・学科卒業以外でも、「社会福祉学・心理学・教育学・社会学」を専攻・専修もしくは当該コースを卒業している場合は、履修内容によっては認める場合がありますので、事前に当課までメール又は郵送